

高校における「通級による指導」とは

◆小・中学校等の通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、**障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける特別の指導**

- ・ **週1～8単位**時間が標準
- ・ **個別指導が原則**。必要に応じてグループ指導を取り入れる。

個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づいて指導。

言語障害、自閉症スペクトラム症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱、（知的障害は含まれていない）

「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」とは

- ・特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である「**自立活動**」に相当する指導
 - ・特別支援学校学習指導要領「自立活動」において示されている目標と内容(6区分26項目)について、個々の生徒の障害の状態や発達 の程度等に応じて、実態把握をもとに、指導目標を設定
- ※目標と内容全てを取り扱うのではなく、

個々の生徒に応じたオーダーメイドの指導

○特別支援学校高等部学習指導要領第6章自立活動 第1款目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

「自立活動」の内容

特別支援学校学習指導要領「自立活動」の内容

- ▶ 人間関係の形成
- ▶ 環境の把握
- ▶ 健康の保持
- ▶ 身体の動き
- ▶ コミュニケーション
- ▶ 心理的な安定
- ▶ **6区分と26項目**

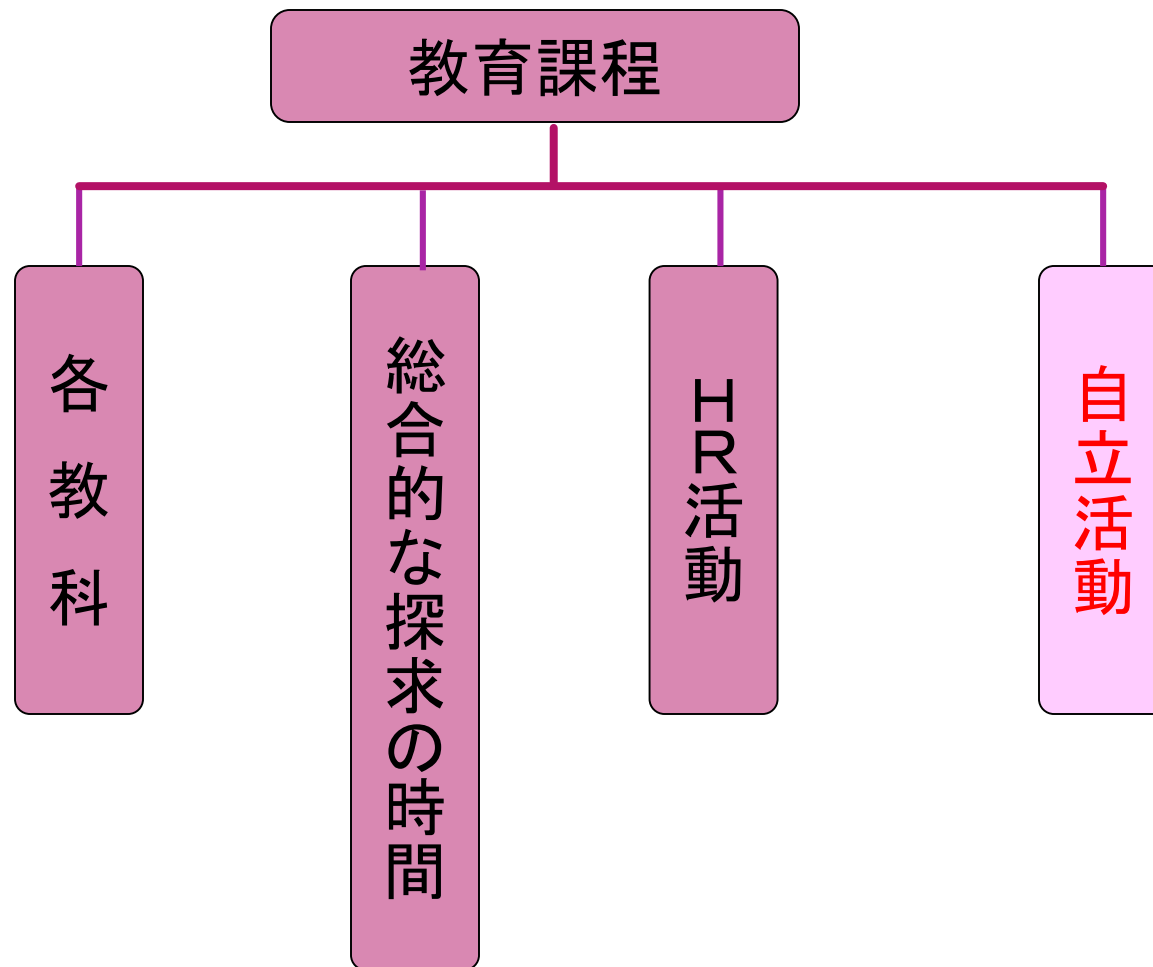
2つ以上の側面を重ね合わせた・・・

個別の教育支援計画（長期）
個別の指導計画（短期）

高校の教育課程にはない「自立活動」の位置づけ

4

教育課程の枠組み

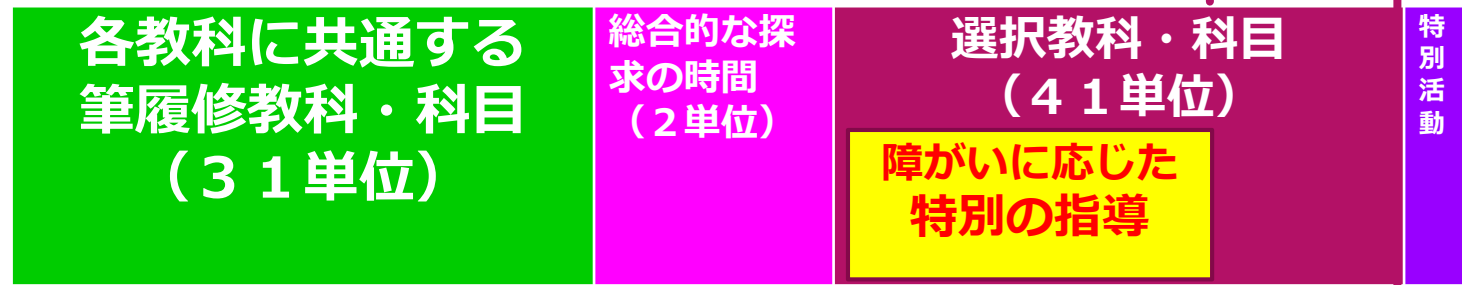


障がいに応じた特別の指導に係わる修得単位数を、
年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる

☆授業時間外
に行う



☆選択授業
で行う



授業時数
増加
増加単位



個々の能力を伸ばすための2つの柱

箕輪進修高校の例

対象生徒



「個別の支援」 （自立活動）

対象生徒には6項目26区分と経済の学習に従い
「個別の教育支援計画」を立てる

- 「一斉授業の改善」⇒ 集団の中で成果が生かせる
- ① 「わかる授業」づくり ⇒ 達成感、自己有用感
 - ② SST（ソーシャルスキル・トレーニング）⇒ 自信、安心
 - ③ 対人関係ゲーム ⇒ 楽しい仲間、空間、自己理解、他者理解
 - ④ インターンシップ（就業体験）⇒ 進路支援、進路保障

現在県内では3校がそれぞれに実施しています

実施校

- ▶ 箕輪進修高校（2018～ I・II部）
 - ▶ 東御清翔高校（2019～）
 - ▶ 松本筑摩高校（2020～ 午前部・午後部）
-
- ▶ 対象生徒以外にも特性のある生徒に「自立活動」から学ぶもの・・・
 - ▶ 教師の負担感はどうか。学校全体のシステムとなっているか・・・
 - ▶ 多様性を受け入れている多部制・単位制高校の役割・・・
 - ▶ 対象生徒の決めだし、アセスメントの方法・・・